

令和元年度第1回伊勢地区地域審議会会議概要

- 1 開催日時 令和元年10月28日(月)午後7時00時～午後8時40分
- 2 開催場所 伊勢市役所 東館4-2会議室
- 3 議事内容 (1) 報告事項
ア 地域公共交通再編について
イ 施設使用料の見直しについて
(2) 意見交換
ア 市民憲章
イ 市の花、木について
ウ 施設類型別計画について
(3) その他
- 4 出席委員 櫻井治男委員、下野功純委員、山中一孝委員、川端利生委員、納米宏樹委員、北村和也委員、馬瀬清美委員、前島賢委員、竜田和代委員、奥野三智子委員、浦田宗昭委員、岡田祥子委員、岡本忠佳委員、河村幸久委員、東村篤委員
- 5 欠席委員 中村基記委員、村田典子委員、杉田英男委員
- 6 出席職員 情報戦略局長、情報戦略局参事、企画調整課課長補佐、同課主査、総務部参事、交通政策課副参事、同課課長補佐

7 議事概要

- ・出席人数の確認、会議成立を報告
- ・委員の交代を報告(前田委員から川端委員、福岡委員から納米委員)

(1) 報告事項

ア 地域公共交通再編について

交通政策課から再編素案、再編前後ルート等、市が取り組んでいる状況について説明

【質問】

- ・年間で24名以下の利用の少ないバス停を原則廃止することのだが、24名は何を基準としているのか。

⇒29年度のおかげバスのバス停別情報調査の結果に基づき整理をしている。調査は、乗車で1名、降車で1名として数えているため、年間で24名の場合、月当たり2名となるが、実際は、往復で利用するため、月1人の利用として整理している。

- ・資料の財源内訳の再編後の推計値について、運賃収入等、国庫補助金等についてどのような見込みか。
⇒運賃収入等については、9月から実施している環状バスの利用状況による試算と、現在の広告協賛による収入の約130万円にて見込んでいる。
国庫補助金等については、国庫補助金の上限である約2,100万円と、特別交付税の収入を見込んでいる。
これらを差し引いた内容を市負担額として記載している。
- ・今後の取組で説明された地域主体による乗合タクシーについて、具体的なイメージを教えてください。
⇒利用状況が少ない一部の空白地については、自らの移動手段を地域で検討いただき、地域が乗合タクシーの委託をしてもらうことを考えている。市は、それに対して補助等していくことを考えている。
- ・再編ルートの資料について、再編前の図に記載されているデマンド運行のルートが再編後の図に表示されていない。再編後の図にも表示されないとデマンド運行が残るのか、残らないのかが分かりにくいと感じる。
⇒図については、バスルートを分かりやすくしようとしたため、デマンド運行は、別にデマンド運行の図として整理させていただいた。

イ 施設使用料の見直しについて

企画調整課から、合併調整内容であった施設使用料の統一に関し、平成31年2月28日に策定した「施設使用料に関する見直し指針」について説明

【質問】

- ・特になし

(2) 意見交換

ア 市民憲章について

企画調整課から市民憲章に係るこれまでの経過（合併前の伊勢市の市民憲章、合併10年後の検証時の状況、総合計画の基本構想の理念）及び県内の状況等について説明し、委員から意見を頂いた。

イ 市の花・木・鳥について

企画調整課から上記アと併せて県内の制定状況等について説明し、委員から意見を頂いた。

【委員からの質問・意見】

- ・確認であるが、総合計画の基本構想に憲章の要素が含まれているため 2029 年度まで策定しないということか。また、木や花については、制定されていないこと自体知らなかった。
⇒市民憲章については、旧伊勢市は、市政 60 周年を期に制定したが、合併によりなくなった。新市になり議論が進んでいなかった状況で、また、行政側としては基本構想に要素が含まれていると感じているところもあり、そのため、こうした機会に様々なご意見を聴かせていただこうとしたところである。
- ・基本構想で表現しきれない部分もあると思うので、私としては市民に問いかけして制定した方がよいのではないかと思う。
- ・伊勢音頭の衣装に桜が刷り込んであるが、現状、市の花でなくて単なるマークになるので、市の花として復活させるという考えもあると思う。
- ・木、花だけでなく蝶など、市を PR できるものも考えてはどうか。
- ・私は、いろんな行事をしているが、今でも訂正せずに桜を伊勢の花として使っている場面がある。
- ・統合校の名前が桜浜中学校で、なぜ桜なのかと疑問に思ったが、昔から伊勢市は桜ということでアピールしていたので非常にいいことだと感じた。また、伊勢のバイパスは国体の開催のときにできたと思うが、今度の国体の開催時には何ができるのか期待している。こうしたことや、元号も新たに令和にもなったので制定してはと思う。
- ・木や花について、総合案内でたまに聞かれることがあるので、あれば良いと思う。

ウ 施設類型別計画について

企画調整課から施設類型別計画の概要を説明し、特に支所、総合支所の再編に係る内容について、委員から意見を頂いた。

【委員による質問・意見】

- ・施設類型別計画の 42 ページの半径約 4 km の理由は何か。
⇒旧 3 市町村における行政サービスの提供範囲は、各総合支所を中心に半径 4 km の範囲となっていることによるものである。

- ・ 9支所については、北浜支所、沼木支所を除く7支所について廃止していくこととされているが、地域の利便性等、地域事情を考慮せずに機械的に4kmの理由で判断していくのか。
⇒計画にあるように、少子高齢化により現状のままでは進められないとする背景がある。住民票等のコンビニ交付などでサービスの低下を招かないようにしながら、施設については、今後の維持管理費の点から計画のとおりと考えているところである。
- ・ 高齢化が進む中で、自分が車を運転できなくなる状況になると、近くで利用できる場所があった方がよいと思う。高齢化においては、減らしていくより、反対に増やしていく必要があるのではないか。先ほどの環状バスの話もあるが、バスが運行できないところもあるかと思う。
⇒支所でなくてもサービスが提供できるという視点もある。住民票等の諸証明は支所でなくてもコンビニなど身近なところで利用できるのも、サービスが低下しない代替手段を考えていきたい。
- ・ コンビニでの証明発行などサービスの低下にならないことは、機械的には可能であるが、支所には、市民一人ひとりと行政とのパイプ、つながりという点で大きな意味がある。行政の窓口としてだけでなく地域の市民と行政をつなぐ場として存在しているということも考慮し、検討していただければと思う。

以上